

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望

現在、新型コロナウイルス感染症が世界中で猛威を振るっており、日本国内でも多くの感染者が発生している。

そのような中で、国は特別措置法に基づく政府対策本部を設置し、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針のもと、緊急的な対応を行っているが、感染拡大の収束が見えない中で、国民の不安も高まっている。

また、長引く外出自粛など国民の社会生活が著しく制限されることで、地域経済は深刻な影響を受けており、事業者を取り巻く環境は極めて厳しい状況にある。

我々町村においても、住民の安全と生活を守るべく、国や県と一体となって、様々な取り組みを迅速かつ適切に進めていかなければならないが、熊本地震からの復旧・復興も道半ばである状況に加え、特に町村は職員体制や財政基盤が脆弱であることから、国や県の強力な支援が不可欠である。

よって、下記事項の実現を図るよう、強く要望する。

記

- 1 さらなる感染拡大を防ぐため、マスク・消毒液等の医療物資の供給体制を構築すること。また、必要な検査が確実に受けられる体制を確保するとともに、より精度の高い簡易検査キットや治療薬、ワクチンの早急な開発を支援し、医療提供体制の整備充実を図ること。
- 2 感染の拡大で影響を受けた中小・小規模事業者や農林水産業者等が、今後確実に事業継続や経営再建できるよう、税財政支援と金融支援の拡充を

行うこと。

- 3 学校の臨時休業の長期化に伴う児童生徒の学力保持や心のケア、放課後児童クラブなどの生活対策等について十分配慮するとともに、町村の負担に対し必要な財源を確保すること。
- 4 都市部をはじめ感染が拡大している地域から町村への人の移動について、観光はもとより仕事や帰省等であっても、特に必要な場合を除いて見合わせるよう、強く呼びかけること。
- 5 国や県の経済対策により町村がその交付事務を行う場合に、現場に混乱や過大な負担が生じることのないよう十分な措置を講じるとともに、その事務費は全額措置すること。
- 6 感染者をはじめその治療にあたる医療従事者、またその家族や関係者等に対する偏見や差別につながる行為を防ぐため、人権や風評被害に配慮した対策を講じること。
- 7 感染収束後における地域経済の活性化策については、熊本地震からの創造的復興を加速化するとともに、町村の実情に応じた実効性のあるものとする。

令和2年5月15日

熊本県町村議会議長会 会長 稲田 忠 則